

○総務省訓令第 号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 武田 良太

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）の一部を次のように改正する。

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別紙 2（第 5 条関係）無線局の目的別審査基準</p> <p>第 2 陸上関係</p> <p>2 公共業務用無線局</p> <p>[(1)~(20) 略]</p> <p>(21) 200MHz 帯広帯域移動無線通信システムの無線局</p> <p>200MHz 帯広帯域移動無線通信システムの無線局の審査は、次の基準により行う。</p> <p>ア 200MHz 帯広帯域移動無線通信システムの無線局は、その公共的性格に鑑み、国、地方公共団体又は地方自治法第 252 条の 2 の 2 第 1 項の規定により設けられる協議会 <u>(以下この (21) において「国、地方公共団体等」という。)</u> 若しくは <u>は災害対策基本法第 2 条第 5 号に定める指定公共機関又は同法第 2 条第 6 号に定める指定地方公共機関 (以下この (21) において「指定公共機関等」という。)</u> が開設する公共業務用無線局であること。</p> <p>[イ~キ 略]</p>	<p>別紙 2（第 5 条関係）無線局の目的別審査基準</p> <p>第 2 陸上関係</p> <p>2 公共業務用無線局</p> <p>[(1)~(20) 略]</p> <p>(21) 200MHz 帯広帯域移動無線通信システムの無線局</p> <p>[同左]</p> <p>ア 200MHz 帯広帯域移動無線通信システムの無線局は、その公共的性格に鑑み、国、地方公共団体又は地方自治法第 252 条の 2 の 2 第 1 項の規定により設けられる協議会が開設する公共業務用無線局であること。</p> <p>[イ~キ 同左]</p>

ク 周波数

周波数については、次の表に掲げるチャンネルに含まれる周波数から、(ア)から(イ)までのとおり指定する。

[表 略]

(ア) 国、地方公共団体等が開設する無線局については、共通波として共通波に用いられるチャンネル番号のチャンネルに含まれる周波数から必要な周波数を、主運用波として当該チャンネルとチャンネル番号の異なる一のチャンネルに含まれる周波数から必要な周波数を指定し、当該無線局の開設の目的を達成するために希望している場合には、第二運用波としてそれらのチャンネルのいずれともチャンネル番号の異なる一のチャンネルに含まれる周波数から必要な周波数を指定することができる。

(イ) 指定公共機関等が開設する無線局については、共通波として共通波に用いられるチャンネル番号のチャンネルに含まれる周波数から必要な周波数を指定することができる。

(ウ) 5MHz 以外のチャンネル間隔に係る周波数については、5MHz のチャンネル間隔に係る周波数と併せて指定する場合に限り、指定すること。

(エ) 一の免許人に対し、二以上の 200MHz 帯広帯域移動無線通信システムの無線局の免許を与える場合にあつては、一の免許人所属の二番目以降の無線局に係る主運用波及

ク 周波数

周波数については、次の表に掲げるチャンネルに含まれる周波数から、(ア)から(イ)までのとおり指定する。

[表 同左]

(ア) 共通波として共通波に用いられるチャンネル番号のチャンネルに含まれる周波数から必要な周波数を、主運用波として当該チャンネルとチャンネル番号の異なる一のチャンネルに含まれる周波数から必要な周波数を指定し、当該無線局の開設の目的を達成するために希望している場合には、第二運用波としてそれらのチャンネルのいずれともチャンネル番号の異なる一のチャンネルに含まれる周波数から必要な周波数を指定することができる。

[新設]

(イ) 5MHz 以外のチャンネル間隔に係る周波数については、5MHz のチャンネル間隔に係る周波数と併せて指定する場合に限り、指定すること。

(ウ) 一の免許人に対し、二以上の 200MHz 帯広帯域移動無線通信システムの無線局の免許を与える場合にあつては、一の免許人所属の二番目以降の無線局に係る主運用波及

び第二運用波は、それぞれ既に免許している無線局に係る主運用波及び第二運用波と同一のチャンネル番号のチャンネルに含まれる周波数から指定する。

(カ) 主運用波に限り、上空での利用を可能とする。その場合、「この周波数の使用は、他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限り、上空で使用することができる。」旨の附款を付して指定する。

(カ) 共通波については、「この周波数の使用は、災害時に他の免許人所属の無線局との相互通信に使用するものとする。ただし、他の無線局の運用に妨害を与えない場合には、免許人所属の無線局相互間の通信に使用することができる。」旨の附款を付して指定する。

また、移動範囲に上空を含む場合は、「この周波数の周波数の使用は、上空を除く。」旨の附款を付して指定する。

(キ) 第二運用波については、「この周波数の使用は、他の免許人所属の無線局相互間の通信を行う無線局の運用に妨害を与えない場合に限る。」旨の附款を付して指定する。

また、移動範囲に上空を含む場合は、「この周波数の周波数の使用は、上空を除く。」旨の附款を付して指定する。

ケ 空中線電力

[7] 略

(イ) 陸上移動局又は携帯局の空中線電力は、次のとおりであること。

び第二運用波は、それぞれ既に免許している無線局に係る主運用波及び第二運用波と同一のチャンネル番号のチャンネルに含まれる周波数から指定する。

[新設]

(エ) 共通波については、「この周波数の使用は、災害時に他の免許人所属の無線局との相互通信に使用するものとする。ただし、他の無線局の運用に妨害を与えない場合には、免許人所属の無線局相互間の通信に使用することができる。」旨の附款を付して指定する。

(オ) 第二運用波については、「この周波数の使用は、他の免許人所属の無線局相互間の通信を行う無線局の運用に妨害を与えない場合に限る。」旨の附款を付して指定する。

ケ 空中線電力

[7] 同左

[イ] 同左

[A・B 略]

C 前各号に関わらず、携帯局を上空で使用する場合における空中線電力は1Wを上限とする。

ただし、陸上から3海里を超えて海上の上空を移動範囲とする場合に限り、空中線電力は5Wを上限とすることができる。この場合、「この周波数の空中線電力は、上空（陸上から3海里を超える範囲を除く。）で使用する場合は1W以下に限る。」旨の附款を付すこととする。

コ 移動範囲

無線局の開設の目的を達成するために必要な区域であること。

広域災害時の使用が適当と認められる場合は、全国又は広域災害時に他の市町村等及び都道府県の応援により適当と認められる範囲を移動範囲とすること。

サ 他の無線局への干渉回避

(7) クに掲げる表のチャンネル番号1及び2に含まれる周波数の電波の使用に当たっては、166MHz以上170MHz以下の周波数の電波を陸上で使用する無線局及び無線通信規則付録第18号の周波数の電波を使用する無線局へ干渉の影響を与えないよう、設置場所の選択、フィルタの追加等の必要な措置を講じられていること。

[A・B 同左]

[新設]

コ 移動範囲

無線局の開設の目的を達成するために必要な区域であること。

広域災害時の使用が適当と認められる場合は、全国又は広域災害時に他の市町村等及び都道府県の応援により適当と認められる範囲を移動範囲とすること。

携帯局の移動範囲については、陸上又は海上に限ること。

サ 他の無線局への干渉回避

クに掲げる表のチャンネル番号1及び2に含まれる周波数の電波の使用に当たっては、166MHz以上170MHz以下の周波数の電波を陸上で使用する無線局及び無線通信規則付録第18号の周波数の電波を使用する無線局へ干渉の影響を与えないよう、設置場所の選択、フィルタの追加等の必要な措置を講じられていること。

(イ) 混信防止のため、無線局の運用開始に先立って使用周波数の電波の干渉波の有無を確認する等を行い、他の無線局の運用に妨害を与えないように努めること、及び必要に応じて関係当事者間で混信防止のための協議を行うものであること、又は、干渉波の有無を確認することについて了解しているものとする。

[シ 略]

[(22) 略]

[新設]

[シ 同左]

[(22) 同左]

附 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。